

第5章 地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（区域施策編）



伊豆の国市の街並みと富士山

第1節 地球温暖化問題について

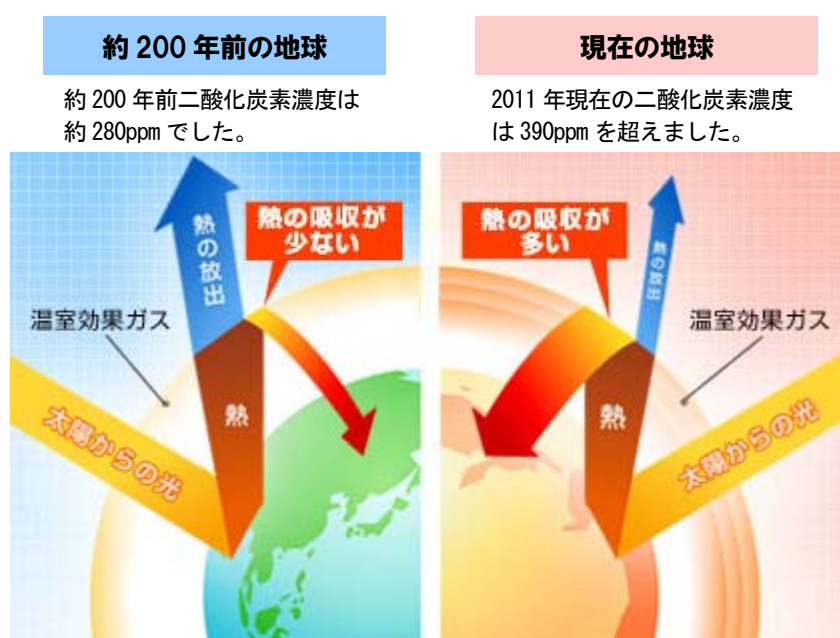
1 地球温暖化問題のしくみと影響

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面からは熱が放出されます。この熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収することで大気が暖められることにより、地球の平均気温は14℃前後で保たれ、生物の生息に好適な環境が維持されています。これを「温室効果」といいます。

このように、温室効果ガスは生物の生息に不可欠のものです。

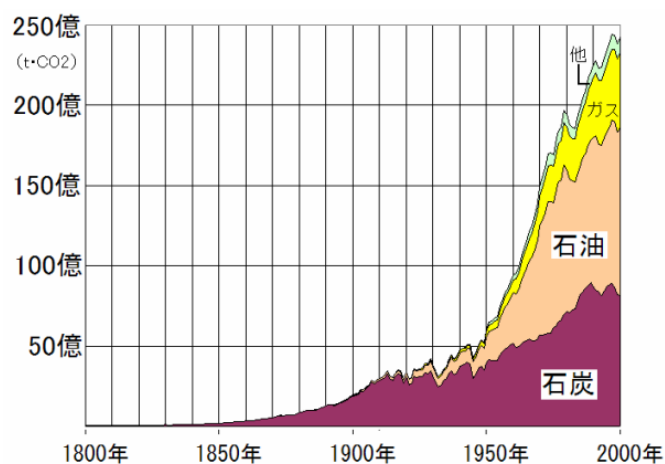
しかし、約200年前の産業革命以降、産業や生活のために大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費するようになり、これと引き換えに二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に大量に排出するようになりました。このため、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、「温室効果」がこれまでよりも強くなり、地表からの放射熱を吸収する量が増え、地球全体が温暖化してきています。

この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

図5-1-1 地球温暖化のメカニズム



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター（出所：オークリッジ国立研究所）

図5-1-2 燃料別に見る世界の二酸化炭素排出量の推移

世界の平均気温は長期的に見て上昇傾向にあり、1891年以降100年あたり0.68℃の割合で上昇しました。特に北半球の中・高緯度では顕著な気温上昇が報告されています。また、海面水位は海水の熱膨張や氷河の融解・流出により上昇しており、海洋内部の水温も上昇しています。

このような一連の現象を受けて、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2007年に発表した報告書（第4次評価報告書）で「地球温暖化は疑う余地がない」と断言し、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い」ことを明らかにしました。

地球温暖化問題は、地球全体の地表及び大気の上昇させることにより、自然の生態系及び人類の生活に深刻な影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つと言えます。

このまま地球温暖化が進んだ場合、生態系などが大きく変化し、それに伴い人間の生活などへの影響が現れてくることが予想されます。

日本の平均気温も、長期的に上昇傾向で推移しており、100年あたり1.15℃の割合で上昇しました。これは世界平均（100年あたり0.68℃）を上回っています。また、日最高気温が35℃の猛暑日や最低気温が25℃以上の熱帯夜の日数も増加傾向を示しています。

降水にも変化が現れており、日降水量1mm以上の降水日数は減少傾向にある一方、日降水量が100mm以上の大雨の日は増加傾向にあります。また、近年では短時間における突発的な強雨（いわゆる「ゲリラ豪雨」）の頻度が増加していることが報告されています。

静岡県伊豆地方における傾向として、三島特別地域気象観測所での記録を見ると、日平均気温は明らかな上昇傾向を示しています。また、年間降水量はほぼ横ばいで推移していますが、毎年の降水量が一定レベルではなく、年による変動が大きくなっていることがわかります。

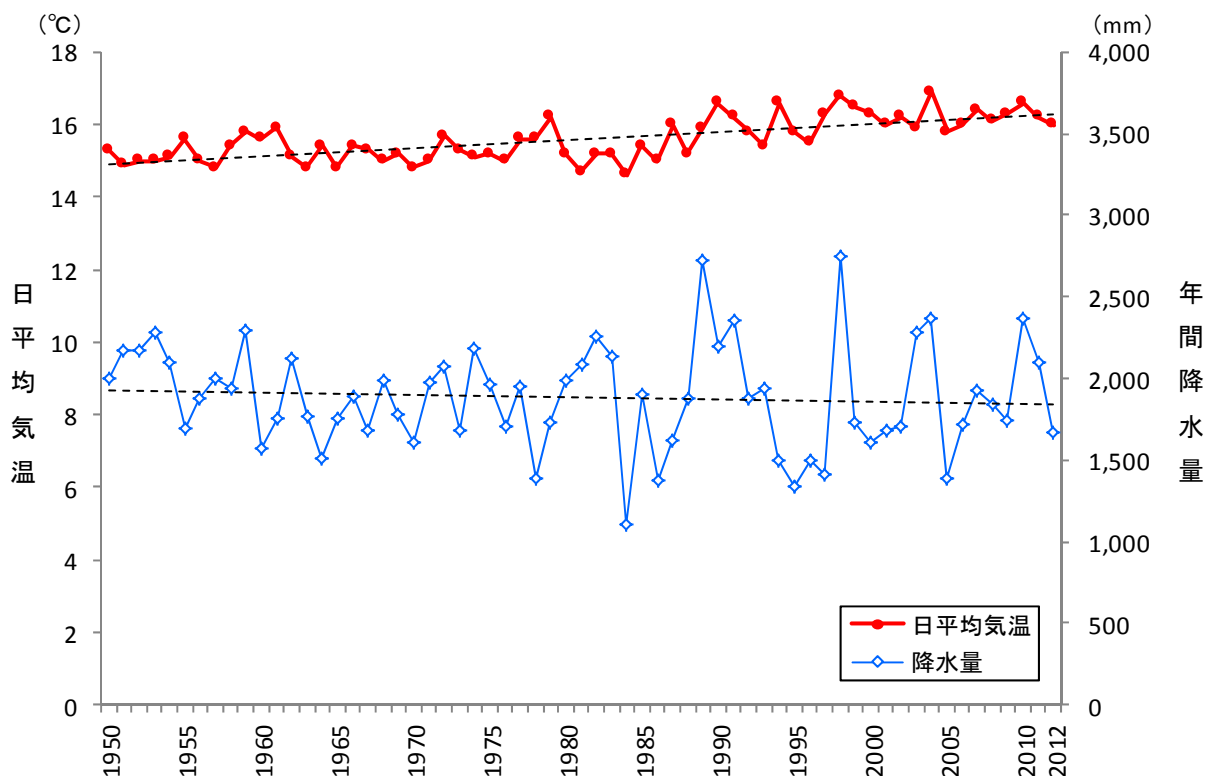


図 5-1-3 日平均気温・年間降水量の推移（三島特別地域気象観測所）

《 地球温暖化による影響 》

①水資源・水災害への影響

渇水リスクの増加

地域により、無降水日数の増加と積雪量の減少による渇水の増加が予測されます。

特に北日本と中部山岳地帯以外では、河川の流量が減少し、渇水が深刻化する恐れがあります。

大雨災害の深刻化

渇水リスクの増加の一方で、大雨に伴う災害のリスクも増加すると考えられています。全国の1級河川を対象とした研究では、河川の最終整備目標を超える洪水が起こる確率は、将来において現在の1.8～4.4倍程度になると予測されています。また、短時間における強雨の増加に伴い、山地における斜面崩壊のリスクも増加する恐れがあります。

高波・高潮リスクの増加

温暖化が進んだ場合、海面上昇による海岸浸食や台風の強度の増加・進路変化が起こるといわれています。

我が国は海岸付近の海拔ゼロメートル地帯に住宅などが多く存在するため、海面水位が上昇した場合、深刻な事態をもたらすおそれがあります。台風の強度の変化や進路の変化に伴い、沿岸地域では高波によるリスクが高まる可能性があります。

②自然生態系への影響

動物の生息域の北上

近年、シカやイノシシなどによる農作物等への被害が広がっています。シカの場合は、農作物だけでなく、木の芽などへの食害やそれに伴う森林生態系への影響の可能性も指摘されています。

シカやイノシシの分布域は、北上による拡大傾向が見られますが、その要因としては、耕作放棄地の増加による生息適地の増加、狩猟者の減少等に加え、気温上昇による積雪条件の変化（積雪量の減少や積雪期間の短縮など）が考えられています。

この他、昆虫類でも南方系の生物の分布域が北上していることが報告されています。

高山植物の消失域の増加、ブナ林に適した地域の減少

植物については、高山植物の消失域の増加が報告されています。これは、気候の温暖化に伴い、雪解けの時期が早まったことによる高山での土壌の乾燥化が進んだことや、植物を餌とする動物の分布域の変化などによると考えられています。

また、温暖化に伴う常緑広葉樹の分布域の拡大に伴い、冷涼な気候に適したブナ林が衰退・減少すると予測されています。

季節感のずれ

桜の開花時期が早くなり、カエデの紅葉が遅くなることが報告されています。また、以前と比べて春と秋が短くなったように感じる人が増えています。

今以上に温暖化が進んだ場合、季節を感じさせる自然の現象の時期も変わり、暦上の季節と実際に感じる季節感にずれが生じる可能性があります。

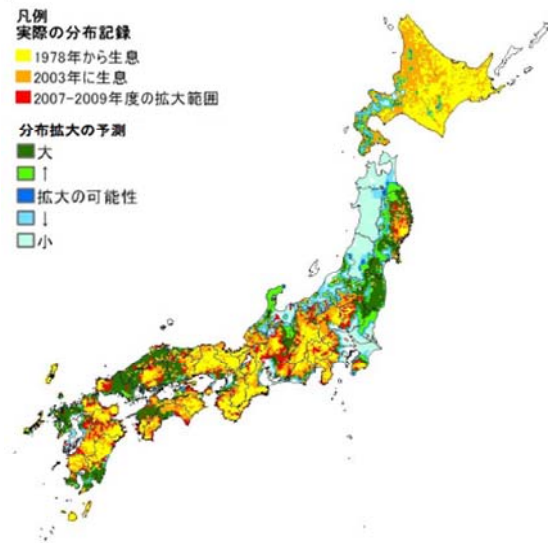


図 5-1-4 ニホンジカの分布



注. 『平年差』とは、各年における桜の開花日と、1981～2010年までの30年間の平均開花日との差の日数を示したものであり、各年の観測データを30年間の平均と比較することで、桜の開花日が早くなっていることがわかります。

図 5-1-5 桜の開花日の経年変化

③農業・漁業への影響

農作物への影響

水稲は出穂後の登熟期間の気温によって品質に大きな影響を受けることが知られています。記録的な猛暑であった2010年には、登熟期間の平均気温が28～29℃に達した地域が多く、米の内部が白く濁る白未熟粒の発生が多発し、北海道を除く全国で米の品質が著しく低下しました。

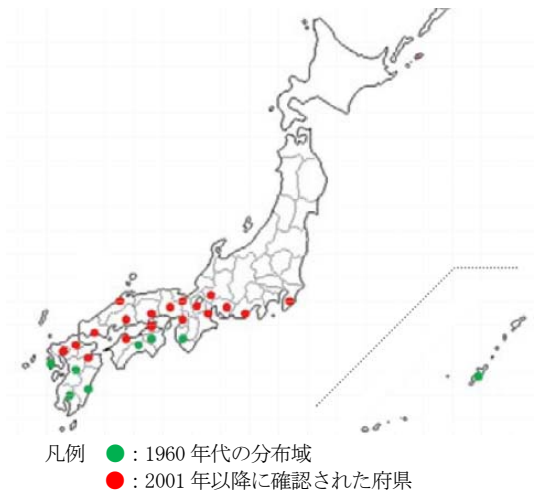
米以外の農作物についても、以下に示すように、気温が高くなることによる影響が報告されており、温暖化による被害の増加が予測されています。

- ・ミカン：秋から冬にかけて高温・多雨で推移することによる「浮皮」(果皮と果肉が分離する現象)の発生。
- ・ブドウ：夏から秋にかけて高温で推移することによる果実の着色不良。
- ・トマト：夏の高温による着花・着果不良。

農作物へ被害を及ぼす害虫の分布域の北上

ミナミアオカメムシは、稲、麦、大豆などに被害を及ぼす害虫です。1960年代の分布域は我が国南西部の太平洋側の地方に限られていましたが、近年では西日本一帯から東海地方全域、関東地方の一部にまで分布を拡大しています。

この虫の生息域は、1月の平均気温が5℃以上の地域とされており、温暖化に伴い分布が北上していると報告されています。



凡例 ● : 1960年代の分布域
● : 2001年以降に確認された府県

図 5-1-6 ミナミアオカメムシの分布

漁業への影響

我が国周辺の海面水温は、長期的に見ると上昇傾向で推移しています。海面水温の変化は漁業資源へも影響を及ぼしており、日本海側の地方では、近年ではサワラなどの暖海性の魚種の漁獲量が増えてきています。

また、ノリは高水温に弱く、夏の高水温により収穫量や収穫時期に影響が生じます。我が国のノリ養殖の主要種は北方系種のスサビノリであるため、温暖化による被害の増加を受けやすいと考えられています。

④健康リスクの増加

感染症を媒介する生物の生息域の拡大

デング熱を媒介するヒトスジシマカの分布は、1950年以降、東北地方を徐々に北上していく傾向が見られます。ヒトスジシマカの分布域は、年平均気温が11℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに北海道全域まで分布域が拡大すると予測されています。

また、デング熱はヒトスジシマカのほか、ネッタイシマカによっても媒介されます。ネッタイシマカの分布域は、1月の平均気温が10℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに九州から千葉県南部まで太平洋側の地域まで分布域が拡大すると予測されています。

ヒトスジシマカやネッタイシマカの分布域の拡大が直ちにデング熱感染に結びつくものではありませんが、今後デング熱流行のリスクを持つ地域が拡大する可能性が考えられています。

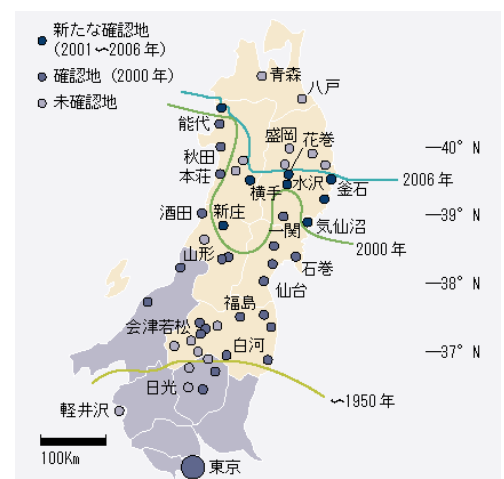


図 5-1-7 ヒトスジシマカの分布

熱中症の増加

1995年以降、熱中症による死亡者数は増加傾向で推移しており、特に記録的な猛暑となった2010年には過去最多の志望者数となりました。

熱中症は暑熱による直接的な影響の1つであり、気候変動との相関は強いと考えられています。

(1) 国内外の動向

地球温暖化問題に関して、我が国は国際的な連携の下に、気候変動枠組条約が究極的な目標として掲げている『気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること』を目指すとしています。

平成 17 年（2005 年）2 月に「京都議定書」が発効したことにより、我が国は京都議定書に定める第一約束期間（2008～2012 年）の間に、基準年（1990 年）比で温室効果ガスを 6%削減することが義務付けられました。これを受けて、我が国では平成 17 年（2005 年）4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標を達成するために必要な措置が定められました。

「京都議定書目標達成計画」は、平成 20 年（2008 年）3 月に改定され、公的機関の率先的取り組み、中小企業の削減対策、農林水産業の対策、国民運動の展開、京都メカニズムの活用など、温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、詳細かつ具体的な内容が示されました。

地球温暖化防止に向けて世界的な関心が高まる中、平成 20 年（2008 年）7 月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言を受けて 2050 年までに温室効果ガスの排出量を半減させるというビジョンが示されました。これを受けて、我が国では平成 20 年（2008 年）7 月に「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、2050 年までに現状から 60～80%の温室効果ガスの排出量を削減することを長期目標として定め、目標達成に向けた各種の取り組みなどを示しました。

また、平成 21 年（2009 年）11 月に発表された気候変動交渉に関する日米共同メッセージにおいて、両国は 2050 年までに自らの温室効果ガスの排出量を 80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減するとの目標を支持することを表明しています。

我が国は、産業革命以前と比べ、世界平均気温の上昇を 2℃以内にとどめるために温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めることとしています。

この上で我が国としては、長期目標として、2050 年までに温室効果ガスの排出量の 80%削減を目指すこととしています。

また、長期目標を念頭に置きつつ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、中期目標として、2020 年までに温室効果ガスの排出量の 25%削減（1990 年比）を目指すこととしています。

平成 24 年（2012 年）4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、『地球温暖化に関する取組』を計画の重点分野の 1 つとして定め、中長期的な目標としてこれらの目標を掲げています。

■地球温暖化防止に向けた国の目標

長期目標	2050 年までに温室効果ガスの排出量を 80%削減
中期目標	2020 年までに温室効果ガスの排出量を 25%削減（1990 年比）

(2) 静岡県の動向

静岡県では、平成 18 年（2006 年）3 月に地球温暖化対策の地域推進計画である「ストップ温暖化 しずおか行動計画」を策定するとともに、平成 19 年（2007 年）3 月に「静岡県地球温暖化防止条例」を制定し、地球温暖化対策を進めてきました。

その後、地球温暖化防止に向けて一層の取組強化が必要であることや、国の目標達成に貢献する必要があることなどを受けて、平成 23 年（2011 年）3 月に新たに「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 32 年度（2020 年度）の県内の温室効果ガス排出量を平成 2 年度（1990 年度）と比較して 25% 削減することを目指して、各種の取組を展開・推進することとしています。

■地球温暖化防止に向けた県の目標

目標	2020 年までに温室効果ガスの排出量を 25%削減（1990 年比）
----	-------------------------------------

長期目標	2050 年までに温室効果ガスの排出量を現状から 60~80%削減
------	-----------------------------------

(3) 伊豆の国市の動向

本市では、平成 19 年（2007 年）3 月に「伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 21 年（2009 年）10 月にエコアクション 21 の認証を取得しました。これにより、エネルギー消費量の削減やごみ排出量の削減などに努めることで、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減に全庁をあげて取り組んできました。

その後、地球温暖化対策を一層推進するため、「第 2 次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成 28 年度（2016 年度）までに平成 22 年度（2010 年度）と比較して 8%削減することを目指して、各種の取り組みを展開・推進することとしています。

今回策定した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」は、本市の温室効果ガス排出量（市域全体から排出される温室効果ガス排出量）の削減目標を定め、目標達成に向けた市の施策や市民・事業者に取り組んで頂きたい各種の取組を具体的に示すものです。



第2節 計画に関する基本的な事項

1 計画の対象、計画期間

(1) 対象地域

伊豆の国市（旧伊豆長岡町、旧菰山町、旧大仁町）全域とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）（代替フロン類）とします。

表 5-2-1 排出量算定対象の温室効果ガス

温室効果ガス		人為的な排出源	GWP 値 ^{注1)}
二酸化炭素 (CO ₂)		電力の使用やLPG、灯油、ガソリン、軽油などの燃焼で発生し、温室効果ガス排出量の約94%程度を占め、地球温暖化への影響が大きい ^{注2)} 。	1
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から発生するメタンが半分以上を占め、廃棄物の埋め立てから発生するメタンも2～3割を占めている ^{注2)} 。	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める ^{注2)} 。	310
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	家庭用冷蔵庫、カーエアコンの冷媒剤として最も多く用いられる代替フロン ^{注2)} 。	1,300
	HFC-410a (R-410A)	主に家庭用エアコンの冷媒剤として最も多く用いられる代替フロン。ジフルオロメタン（HFC-32）と1・1・1・2-ペンタフルオロエタン（HFC-125）の2種の混合冷媒 ^{注3)} 。	1,700 ^{注4)}

※1. 代替フロン類については、統計データから推計が可能な家庭用冷蔵庫、家庭用エアコン、カーエアコンの使用時の漏えい（故障時を含む）による排出量を対象とします。このため、家庭用冷蔵庫、カーエアコンで最も多く用いられる1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）と、家庭用エアコンで最も多く用いられるHFC-410aの2種類のハイドロフルオロカーボン（HFCs）を代替フロン類の対象ガスとします。

※2. 京都議定書の対象ガスとしては、代替フロン類としてパーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）がありますが、国内における家庭用冷蔵庫、家庭用エアコン、カーエアコンの製造時には使用実績がない^{注5)}ことから調査対象外としました。

注1) GWP 値：Global Warming Potential の略。「地球温暖化係数」と呼ばれ、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示している。

注2) 出典：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（国立環境研究所 地球環境研究センター，平成24(2012)年4月）

注3) 出典：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（国立環境研究所 地球環境研究センター，平成24(2012)年4月）及び日本フルオロカーボン協会ホームページ <http://www.jfma.org/>

注4) HFC-410a のGWP 値：HFC-410a (R-410A) はHFC-32 とHFC-125 の混合比率が50/50の混合冷媒であるため、それぞれのGWP 値の平均からHFC-410a のGWP 値を算出した。(GWP 値 HFC-32：650、HFC-125：2,800)

注5) 出典：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（国立環境研究所 地球環境研究センター，平成24(2012)年4月）

(3) 対象範囲

市民、事業者、行政の活動に伴う排出を対象範囲とします。
具体的には、以下に示す部門からの温室効果ガスの発生を対象とします。

表 5-2-2 温室効果ガス発生の対象

対 象	主 な 発 生 源
◆ 産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
◆ 民生・家庭部門	家庭でのエネルギーの消費による発生
◆ 民生・業務部門	オフィスや店舗などでのエネルギーの消費による発生
◆ 運輸部門	自動車、鉄道でのエネルギーの消費による発生
◆ 廃棄物処理部門	廃棄物の焼却、埋立処分場、排水処理からの発生
◆ 農業部門	水田、耕地における肥料の使用、家畜の飼養及び排泄物、農業廃棄物の焼却からの発生
◆ 代替フロン類の漏えい	エアコン使用時の漏えい、カーエアコン使用時の漏えい、冷蔵庫使用時の漏えい

(4) 対象期間

現況推計の対象期間は、国や県の基準年度である平成 2 年度（1990 年度）から現時点において最新の統計データが揃う平成 23 年度（2011 年度）までとします。

なお、代替フロン類は、平成 7 年度（1995 年度）からとします。

(5) 計画期間

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、国や静岡県の目標年度と合わせ、基準年度を平成 2 年度（1990 年度）、目標を平成 32 年度（2020 年度）に設定します。なお、代替フロン類は、基準年度を平成 7 年度（1995 年度）とします。

- ◆ 基準年度：平成 2 年度（1990 年度）
- ◆ 目 標：平成 32 年度（2020 年度）

(1) 現況推計

市域から排出される温室効果ガスの状況を把握するため、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21年6月環境省策定）に基づき、温室効果ガス排出量の現況推計を行いました。

温室効果ガス排出量は、対象とする部門毎に主に以下の計算式により算出しました。

エネルギー消費量など 活動量の実績値	×	単位活動量当たりの温室効果ガス排出量 (排出係数)
-----------------------	---	------------------------------

このとき、活動量の実績値は、既存の統計資料より把握しました。

(2) 将来予測

市域から排出される温室効果ガスについて削減目標を設定するため、現状推移時における温室効果ガス排出量の将来予測を行いました。

現状推移時とは、地球温暖化防止に向けて、現在既に行われている省エネの対策や取り組み等は今後も継続されますが、今後の追加的な対策や取り組みは見込まないとした場合のことです。

将来予測は、平成32年度（2020年度）を対象として、対象とする部門毎に以下の計算式により算出しました。

現況の温室効果ガス排出量 (平成22年度推計値)	×	活動量のベースとなる指標 (人口、就業者数など)の増減率
-----------------------------	---	---------------------------------

なお、平成23年度は、東日本大震災の影響により、エネルギー消費量などに例年とは異なる特異値が確認されたため、将来予測は、前年度の平成22年度を基準として検討を行いました。

第3節 温室効果ガス排出量

1 現況推計

(1) 温室効果ガス別の排出状況

- 温室効果ガス排出量の約97%は二酸化炭素です。
- 平成23年度の温室効果ガス排出量は、基準年度より約9%減少しました。

- ◇ 平成23年度の温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素が96.8%とほとんどを占め、次いでメタン(1.9%)、一酸化二窒素(1.1%)、ハイドロフルオロカーボン(0.2%)の順でした。
- ◇ 平成23年度の温室効果ガス排出量は305.2千t-CO₂で、基準年度の排出量335.4千t-CO₂と比べると9.0%減少しました。
- ◇ 温室効果ガス別に基準年度と比較すると、二酸化炭素は-8.3%、メタンは-29.7%、一酸化二窒素は-21.1%、ハイドロフルオロカーボンは-33.7%であり、いずれも減少していました。

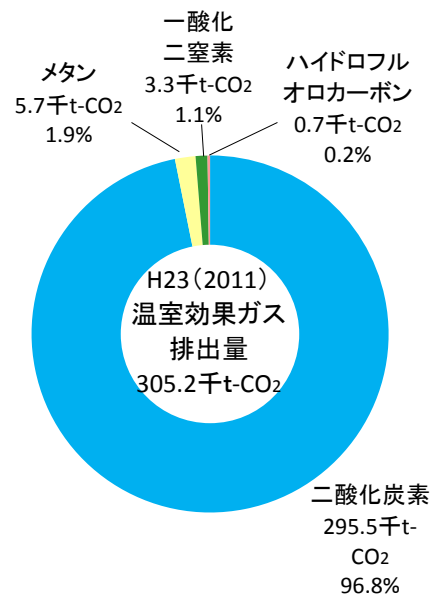


図5-3-1 温室効果ガス排出量 (温室効果ガス別)

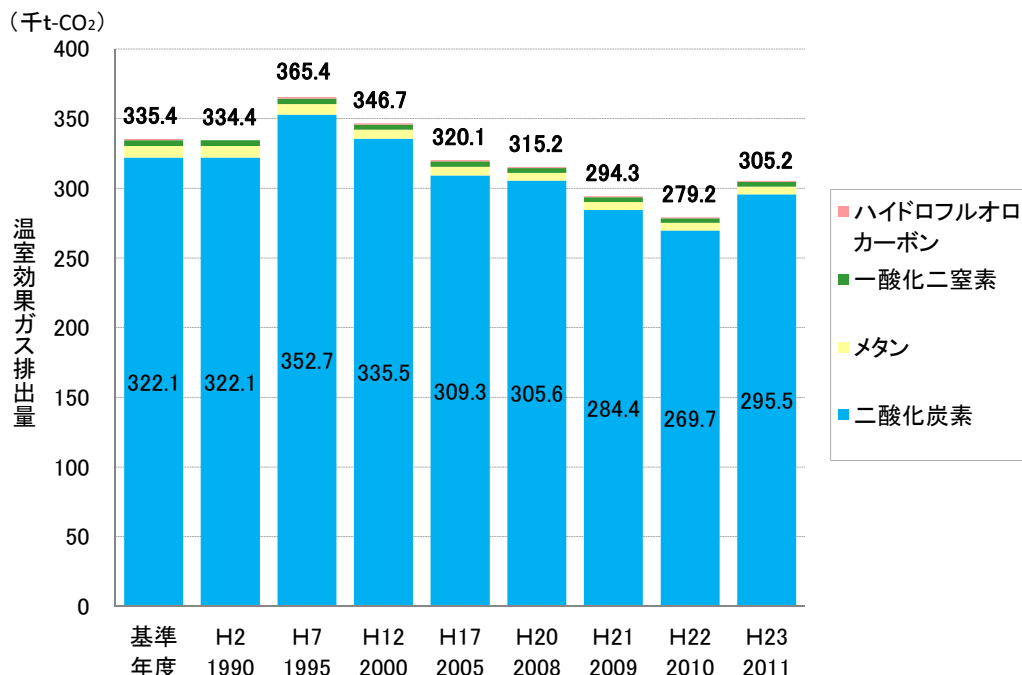


図5-3-2 温室効果ガス排出量の推移 (温室効果ガス別)

(2) 部門別の排出状況

- 平成 23 年度の温室効果ガス排出量を基準年度と比較すると、産業部門は大幅に減少しました。
- その一方で、民生・家庭部門と民生・業務部門、運輸部門は増加しました。

◇平成 23 年度の部門別温室効果ガス排出量は、産業部門が 36.7% で最も多く、次いで民生・業務部門 (27.6%)、民生・家庭部門 (21.1%)、運輸部門 (10.4%) の順でした。

◇部門別に基準年度と比較すると、産業部門は -38.9% で大幅に減少しました。これに対し、民生・家庭部門は +46.8%、民生・業務部門は +24.4%、運輸部門は +29.3% であり、いずれも基準年度より増加しました。

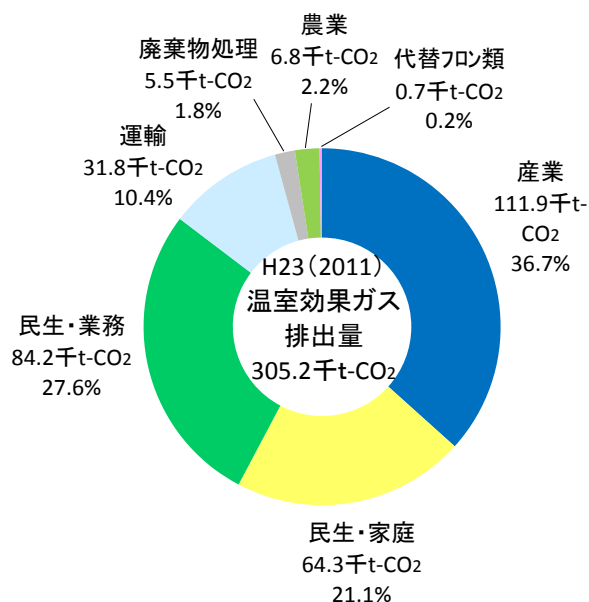


図 5-3-3 温室効果ガス排出量 (部門別)

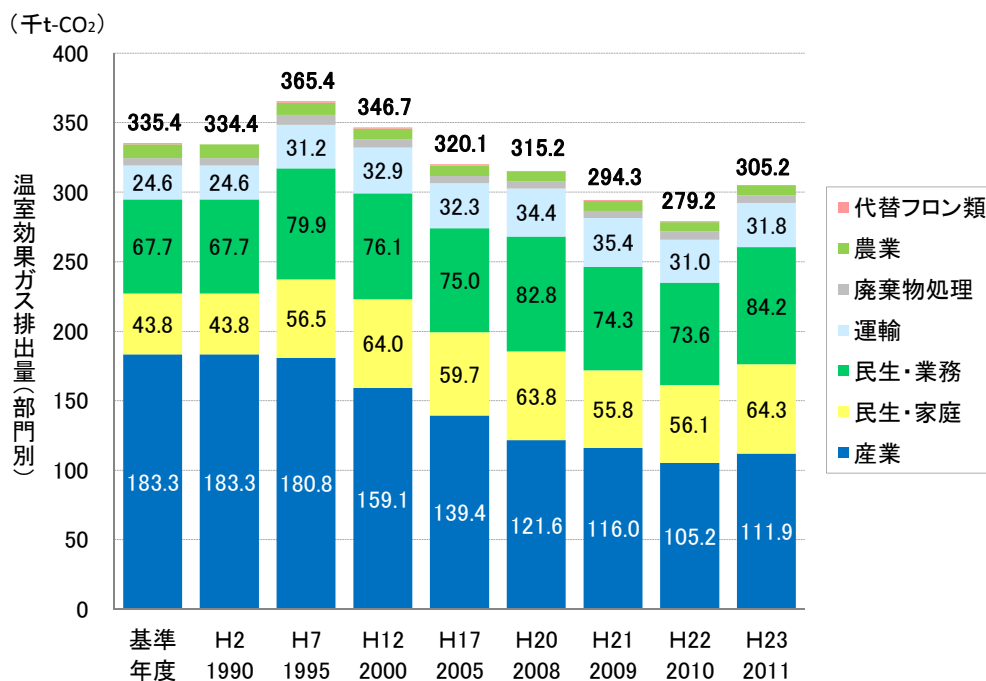


図 5-3-4 温室効果ガス排出量の推移 (部門別)

(3) 1人当たり二酸化炭素排出量の状況

■本市の平成 23 年度の 1 人当たり二酸化炭素排出量は 5.9t-CO₂/人で、全国や静岡県よりも低い水準であり、基準年度と比べて約 11%減少しました。

※ 1 人当たり二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出量の総量を人口で除することで算出したものです。
(各家庭からの排出量ではありません。)

◇ 1 人 1 年当たりの二酸化炭素排出量について、最新年度の実績値を全国や静岡県と比較すると、本市は 5.9t-CO₂/人（平成 23 年度）であり、全国の 9.7 t-CO₂/人（平成 23 年度）、静岡県の 7.9 t-CO₂/人（平成 22 年度：静岡県は平成 22 年度実績が最新の公表値）よりも低い水準でした。近年において、本市は全国や静岡県よりも低い水準で推移しています。

また、平成 22 年度の実績値を県内他市と比較しても、本市は低い水準となっていました。

本市が他地域よりも低い水準であるのは、産業部門の排出量が少ないことが一因と考えられます。

◇ 経年変化をみると、基準年度と比べて 10.6%減少しました。

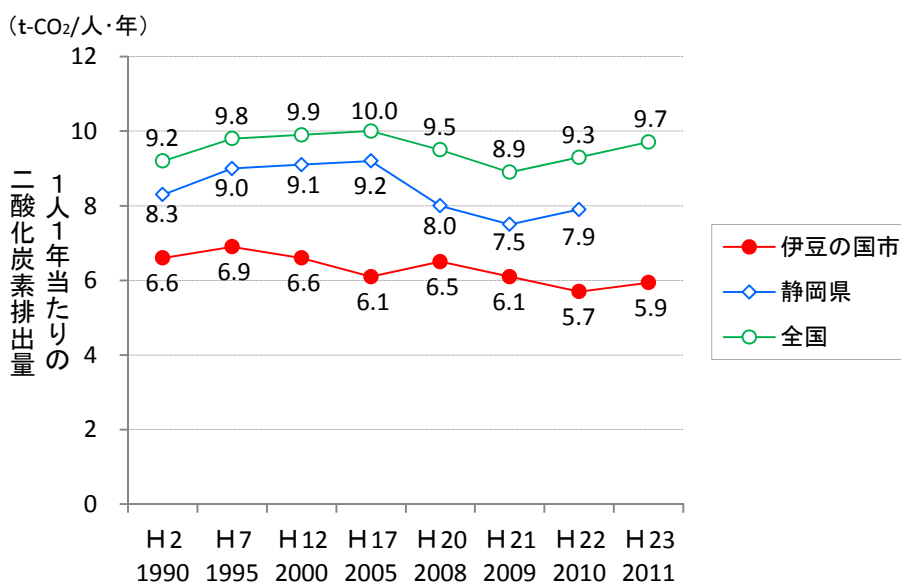
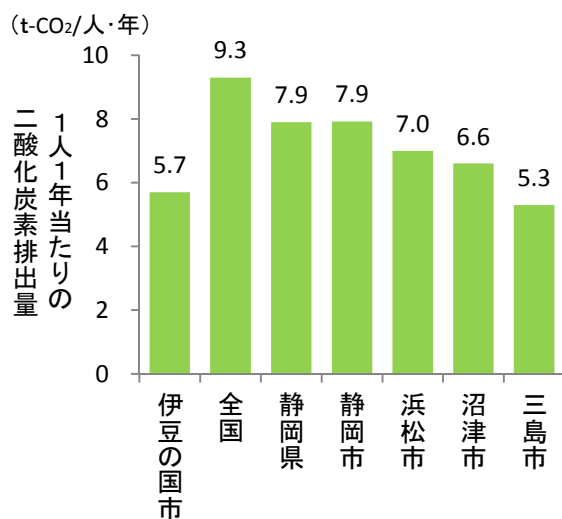


図 5-3-5 1 人 1 年当たりの CO₂ 排出量の推移



注. 国、静岡県の他、参考として県内他市のデータも示します。

図 5-3-6 1 人 1 年当たりの二酸化炭素排出量の比較（平成 22 年度）

地球温暖化防止に向けて、今後の追加的な対策を見込まない場合（現状推移時）の温室効果ガス排出量は、平成32年度は262.2千t-CO₂（基準年度から21.8%減少）と予測されました。

市域から排出される温室効果ガス排出量は、過年度の減少傾向が将来も継続し、長期的に減少していく見通しです。

表 5-3-1 温室効果ガス排出量の将来予測結果（現状推移時）

部 門	現況推計										将来予測	
	基準年度	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H32 2020	増減比	
	温室効果ガス排出量	335.4	334.4	365.4	346.7	320.1	315.2	294.3	279.2	305.2	262.2	-21.8%
産業部門	183.3	183.3	180.8	159.1	139.4	121.6	116.0	105.2	111.9	94.8	-48.3%	
製造業	158.5	158.5	159.9	140.8	120.7	102.3	98.2	87.3	94.1	77.7	-51.0%	
建設業・鉱業	10.8	10.8	9.0	8.8	7.6	7.9	7.3	7.2	6.9	6.8	-37.1%	
農林水産業	13.9	13.9	11.9	9.6	11.1	11.4	10.6	10.7	10.9	10.3	-26.2%	
民生・家庭部門	43.8	43.8	56.5	64.0	59.7	63.8	55.8	56.1	64.3	52.6	20.2%	
電力	31.4	31.4	37.3	38.5	40.7	47.1	43.1	44.3	51.8	41.5	32.4%	
LPG	7.2	7.2	12.4	20.0	13.5	12.6	9.0	8.4	8.6	7.9	9.6%	
灯油	5.2	5.2	6.7	5.5	5.5	4.1	3.7	3.4	3.9	3.2	-38.6%	
民生・業務部門	67.7	67.7	79.9	76.1	75.0	82.8	74.3	73.6	84.2	74.7	10.3%	
電力	36.7	36.7	41.7	41.8	44.3	51.9	44.3	44.0	56.8	44.6	21.4%	
LPG	5.5	5.5	7.0	6.2	3.9	6.7	5.4	4.4	8.1	4.4	-20.2%	
LPG以外の石油製品	25.4	25.4	31.1	28.1	26.8	24.2	24.6	25.3	19.3	25.6	0.9%	
運輸部門	24.6	24.6	31.2	32.9	32.3	34.4	35.4	31.0	31.8	27.4	11.3%	
自動車	23.4	23.4	30.1	32.0	31.3	33.4	34.5	30.1	30.6	26.6	13.4%	
鉄道	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	1.1	1.0	0.9	1.2	0.8	-31.1%	
廃棄物処理部門	5.2	5.2	7.2	5.8	5.2	5.1	5.0	6.0	5.5	5.8	10.2%	
廃棄物の焼却	3.3	3.3	5.2	4.2	3.5	3.6	3.5	4.4	3.9	4.3	28.0%	
埋立処分場	0.8	0.8	1.1	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	-8.5%	
排水処理	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	-30.3%	
農業部門	9.9	9.9	8.8	7.8	7.7	6.8	7.0	6.6	6.8	6.3	-35.9%	
水田	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	-18.3%	
肥料の使用	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	-27.0%	
家畜の飼養及び排泄物の管理	6.4	6.4	5.5	4.8	4.6	3.9	4.1	3.9	4.0	3.7	-42.2%	
農業廃棄物の焼却	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-74.9%	
代替フロン類	1.0	0.0	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	-37.3%	

注. 将来予測の「増減比」は、基準年度からの増減比を示します。

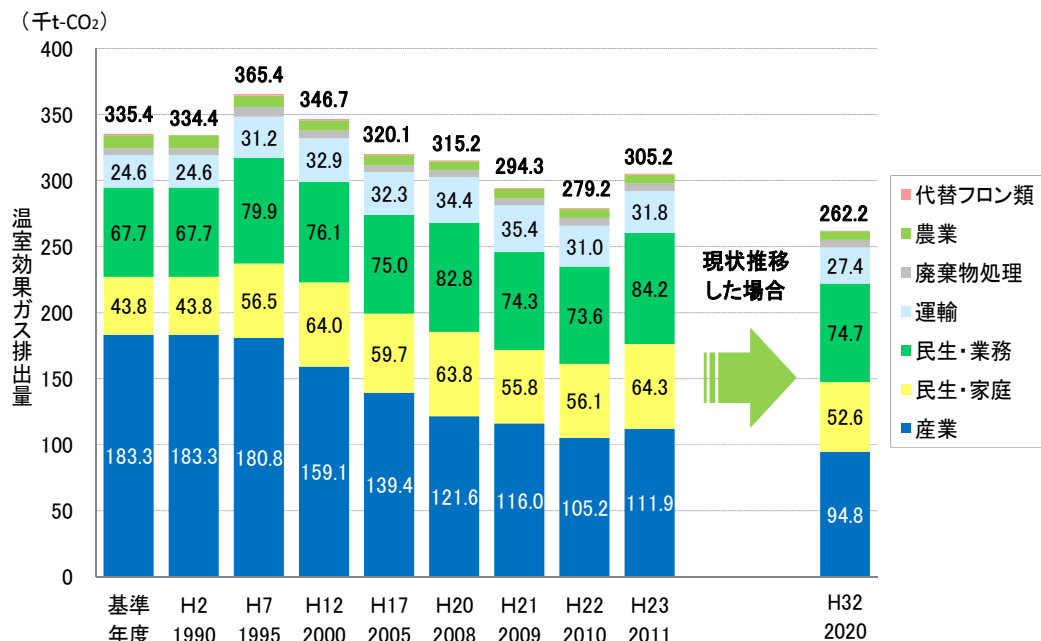


図 5-3-7 温室効果ガス排出量の推移（現状推移時）

本市においても、化石燃料などの天然資源の消費抑制と温室効果ガスの排出抑制により、環境への負荷が抑えられた低炭素社会を形成することが望まれます。

本計画では、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり定め、低炭素社会の形成を目指して各種の取り組みを進めていきます。

温室効果ガスの排出量の削減目標

平成 32 年度（2020 年度）までに 25%削減（基準年度比）

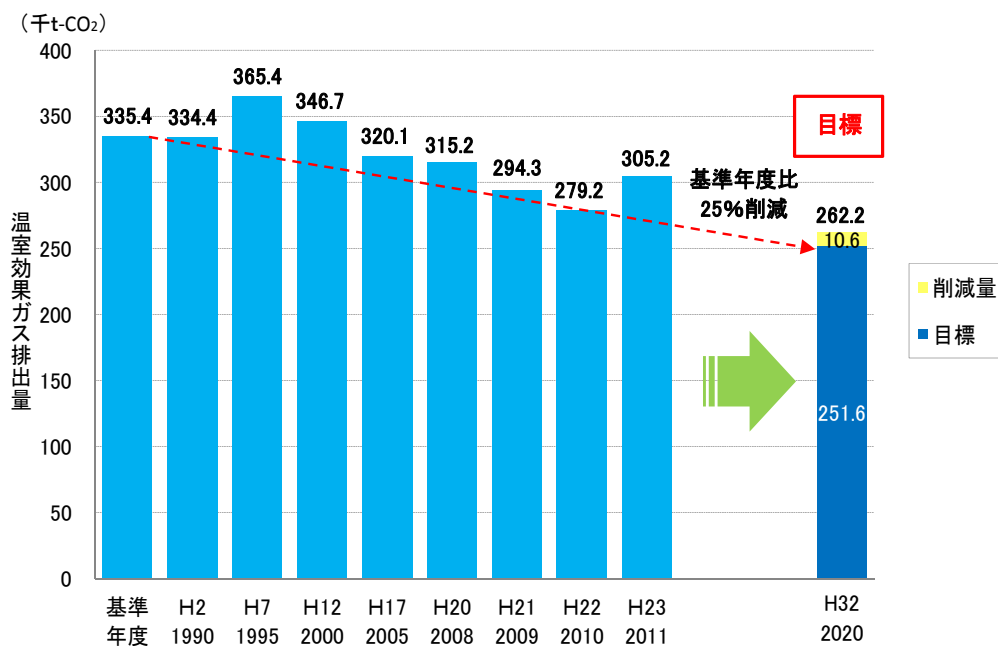


図 5-3-8 温室効果ガスの排出量の削減目標

削減目標の設定に際しては、地球温暖化に向けた国や県の動向、及び国や県の目標を参考としました。

第4節 温室効果ガス削減のための取り組み

《基本的な考え方》

地球温暖化の防止に向けて温室効果ガスの排出量の削減を進めるためには、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動などを見直し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、化石燃料に代わる新たなエネルギーを導入するなどにより、今まで以上に環境負荷の抑制を図る必要があります。

今回策定した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」では、環境負荷の抑制のため、第4章で示した各種の取り組みを着実に実施・展開することを前提とした上で、温室効果ガスを効果的・効率的に削減し、前節で掲げた「温室効果ガスの削減目標」を達成するため、以下に示す取り組みを重点的に推進することを基本的な考え方とします。

これらの重点取り組みは、次の3点を考慮して選定しました。

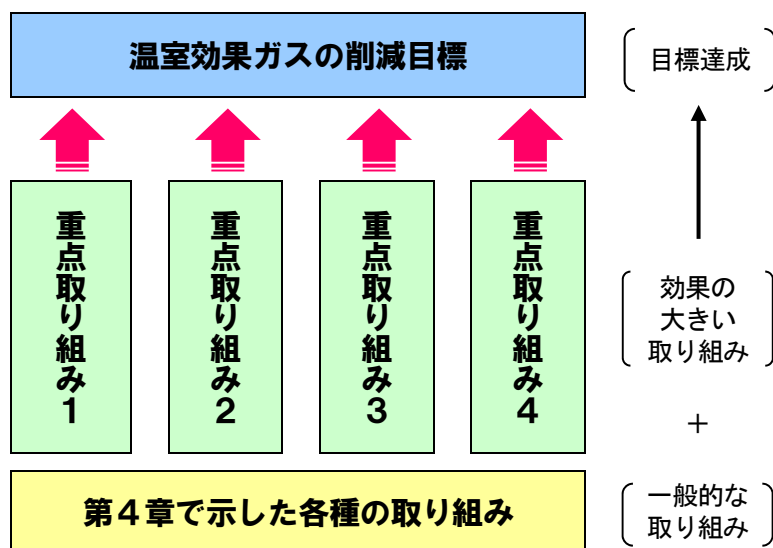
- ①前節で示した部門別の温室効果ガス排出状況など、本市の温室効果ガス排出の特性より重点的な対策が必要と考えられたもの。
- ②平成24年度に実施したアンケート調査結果から、市民・事業者の関心が高いことが示され、取り組みの効果が期待できると考えられたもの。
- ③市民・事業者・市が連携・協働して取り組むことができると考えられたもの。

重点取り組み1. 家庭や事業所での省エネルギーの推進

重点取り組み2. 再生可能エネルギーの導入推進

重点取り組み3. 移動手段の低炭素化

重点取り組み4. 森林と農地の保全



【重点取り組みの選定理由】

重点取り組み1. 家庭や事業所での省エネルギーの推進

市域からの温室効果ガス排出量の内訳では、平成23年度現在、民生部門（民生・家庭部門、民生・業務部門）が、排出量全体の約半分を占め、近年は増加傾向で推移しており、基準年度から大きく増加しました。

以上の状況から、温室効果ガス排出量全体の削減に向けて、家庭や事業所での省エネルギーの推進（省エネ対策の強化）が必要であり、効果も大きいと判断されました。

重点取り組み2. 再生可能エネルギーの導入推進

民生部門からの温室効果ガス排出量は、電力の消費によるものが多くなっています。東日本大震災後、我が国の電力は火力発電所への依存が多くなっており、温室効果ガス排出量の削減のためには、電力消費の抑制が必要です。

また、市民へのアンケート調査結果や、住宅用新エネルギー機器導入費補助金の交付状況などから、市民の新エネルギーへの関心が高いことが伺われました。

以上の状況から、家庭における電力消費の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入推進が有効と判断されました。

重点取り組み3. 移動手段の低炭素化

運輸部門の温室効果ガス排出量は、基準年度から大きく増加しました。現状において市域における交通は自動車に依存しており、運輸部門からの温室効果ガス排出量の内訳は、ほとんどが自動車利用に伴うものです。

また、将来的に高齢化と人口減少が進むことが予測されており、自動車に依存しない交通体系の整備が求められています。

以上の状況から、公共交通の利便性の向上と併せて、運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みが必要と判断されました。

重点取り組み4. 森林と農地の保全

温室効果ガスの削減のためには、排出抑制と併せて、植物による二酸化炭素の吸収促進が有効です。市内には、森林や農地が広く残されています。しかし、森林は荒廃が進み、間伐等の手入れが必要であり、農地は遊休農地の増加等が目立ち、有効活用に向けた検討が必要となっています。

また、市民へのアンケート調査結果などからも、農林業の活性化が望まれています。

以上の状況から、農林業の振興による地域の活性化を目指し、その過程で森林や農地の保全による二酸化炭素の吸収を促進し、温室効果ガスの削減を図ることが有効と判断されました。

市域から排出される温室効果ガスの約半分は、民生・家庭部門と民生・業務部門が占めており、本市は家庭や事業所などからの排出量が多いことが特徴となっています。

また、民生・家庭部門と民生・業務部門からの温室効果ガス排出量は、近年増加傾向で推移しており、温室効果ガスの排出削減に向けて、各種の取り組みを進めていく必要があります。

地球温暖化は、私たちの日常の生活や事業活動などでのエネルギー消費が原因の1つとなっているため、このことを正しく理解した上で、家庭や事業所などでの適正なエネルギー利用を心がけ、一層の省エネルギーの推進に努めましょう。

(1) ライフスタイルの転換による省エネルギーの推進

市民は家庭、事業者は事業所、市は庁舎などで、それぞれ省エネルギーを推進しましょう。

家庭では、以下に示すライフスタイルチェック表を参考に、冷暖房機器、台所の機器、風呂などを適正に使用することで省エネルギーに努めましょう。

■ライフスタイルチェック表

項目	具体的な取り組み	1台の年間節約金額 (目安)	
冷暖房	冷房時	エアコンの温度設定を27℃から28℃に	670円
	暖房時	エアコンの温度設定を21℃から20℃に	1,170円
	暖房時	ガスファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に	1,130円
	暖房時	石油ファンヒーターの温度設定を21℃から20℃に	820円
	電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選ぶ		1,980円
	電気カーペット使用時の設定温度を下げる(強→中)		4,090円
	冷房時(28℃)	エアコンを1日1時間短縮	410円
	暖房時(20℃)	エアコンを1日1時間短縮	900円
	暖房時(20℃)	ガスファンヒーターを1日1時間短縮	1,830円
	暖房時(20℃)	石油ファンヒーターを1日1時間短縮	1,360円
こたつは、こたつ布団と一緒に敷布団と上掛け布団も使用する		710円	
こたつ使用時の設定温度をこまめに調節する		1,080円	
照明	白熱球(54W)を省エネ型の電球型蛍光灯(12W)に替える	1,850円	
	こまめな消灯を心がける(蛍光灯(12W)を1灯当たり1日1時間短縮)	100円	
	こまめな消灯を心がける(白熱球(54W)を1灯当たり1日1時間短縮)	430円	
テレビ	つけっぱなしにしない(32インチ液晶テレビを1日1時間短縮)	370円	
台所	冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにする	960円	
	冷蔵庫の冷蔵強度を適切に調節する(強→中)	1,360円	
	冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置する	990円	
	冷蔵庫の無駄な開閉をやめる(1日50回→25回)	230円	
	洗いものをするときの給湯器の温度設定を40℃から38℃に	1,210円	
	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する		
	・葉菜(ほうれん草、キャベツ)の場合	860円	
	・果菜(ブロッコリー、かぼちゃ)の場合	930円	
	・根菜(ジャガイモ、里芋)の場合	830円	
	電気ポットを長時間使用しない時は、コンセントからプラグを抜く	2,360円	
食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗う(手洗い+給湯器と比較して)	8,060円		
風呂・トイレ	風呂は間隔をあけずに入り、追い焚きをしない	5,270円	
	シャワー使用時はお湯を流しっぱなしにしない	2,760円	
	温水洗浄便座を使用しない時は蓋をしめる	770円	
	温水洗浄便座の設置温度を1段階下げる	580円	
	温水洗浄便座の洗浄水の温度設定を1段階下げる	300円	
洗濯	洗濯する時は、まとめて洗うようにする(定格容量の4割→8割)	3,950円	

資料：家庭の省エネ大事典 2012年版(一般財団法人 省エネルギーセンター)

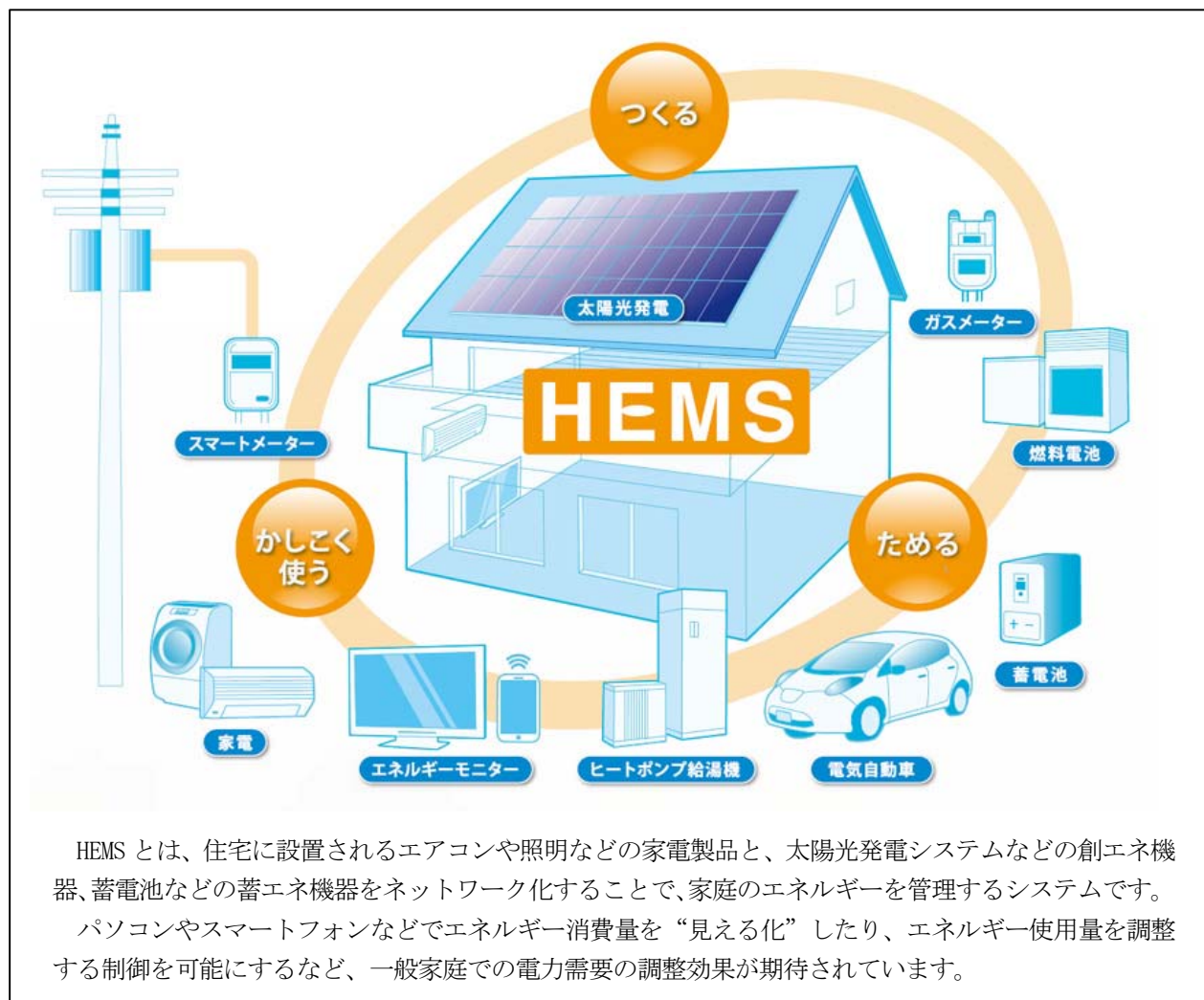
(2) HEMS・BEMSによるエネルギー消費の最適制御

HEMS (Home Energy Management System : ホームエネルギーマネジメントシステム)・BEMS (Building and Energy Management System : ビルエネルギーマネジメントシステム) は、建物全体のエネルギー供給や需要の状況を総合的に把握し、エネルギーが効率的に使用されるよう管理することで機器や設備の運転を効率的に行い、エネルギー利用の最適化を図っていくことにより、総合的に省エネルギーを実現するためのシステムのことです。

具体的には、HEMS は住宅、BEMS は業務用ビルなどにおいて、エネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を IT 技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御することにより、エネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えるものです。

本市でも、HEMS・BEMSによるエネルギー消費の最適制御による省エネの推進に向けて、市民・事業者・市が連携・協働して各種の検討・取り組みを進めていきます。

■HEMS (Home Energy Management System) の概要



資料：経済産業省資料

再生可能エネルギーについては、市民・事業者へのアンケート調査より、太陽光発電システムの導入が進んでいることが伺われました。また、平成 24 年度の住宅用新エネルギー機器導入補助件数でも、住宅用太陽光発電システムが全体の過半数を占めていました。

民生・家庭部門と民生・業務部門からの温室効果ガス排出量は、電力の消費によるものが多いため、市としては、電力の消費を抑えるための取り組みとして、再生可能エネルギーの導入を今後一層推進することを目指して各種の施策に取り組んでいきます。

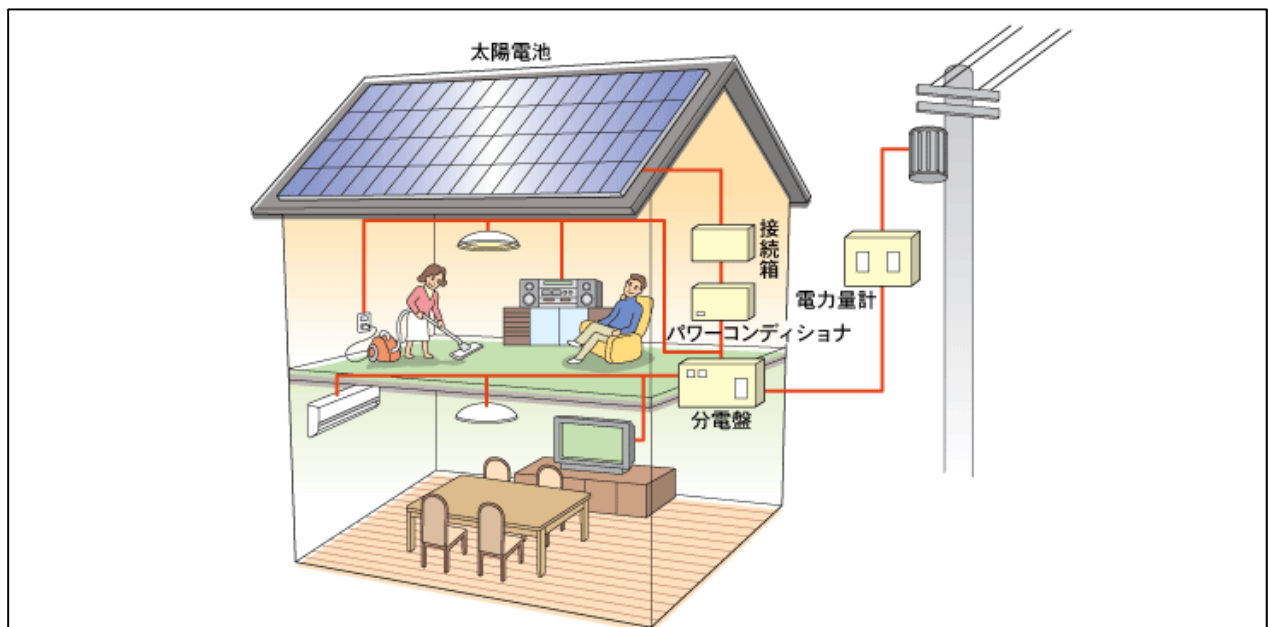
市民・事業者はそれぞれの立場で、または市と連携・協力することにより、自宅や事業所での再生可能エネルギーの導入を検討・推進しましょう。

(1) 太陽光発電の普及推進

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性があります。特に、本市のように晴天率が高く（年間日照時間が 2,000 時間前後：三島特別地域気象観測所観測データ）、太陽エネルギーの豊かな地域では、太陽光発電設備の導入推進が期待されます。

太陽光発電システムを設置することにより、火力発電所から排出される CO₂ の削減と、そこで消費される原油量の節約が可能となります。例えば 10kW の太陽光発電システムを設置した場合、全国平均で年間約 10,000kWh の発電量が期待でき、これは原油消費削減量としては年間約 2,270 ℓ、CO₂ 排出削減量としては年間 3.14t-CO₂ となります。

■太陽光発電のしくみ



住宅用の太陽光発電システムは、太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電した直流電力を、パワーコンディショナにより電力会社と同じ交流電力に変換し、家庭内のさまざまな家電製品に電気を供給します。一般の系統連系方式の太陽光発電システムでは電力会社の配電線とつながっているため、発電電力が消費電力を上回った場合は、電力会社へ逆に送電して電気を買っていただくことができます。反対に、曇りや雨の日など発電した電力では足りない時や夜間などは、従来通り電力会社の電気を使います。なお、こうした電気のやりとりは自動的に行われるので、日常の操作は一切不要です。

(2) 高効率給湯器、燃料電池の導入推進

家庭からの温室効果ガス排出量の削減のため、新エネルギーを活用した高効率の設備機器の導入を図ることが望まれます。

本市では、新エネルギー機器の導入を推進するため、平成 22 年度から「住宅用新エネルギー機器等導入費補助金」を交付しています。市民や事業者は、この補助金を活用して家庭や事業所における新エネルギーを活用した高効率の設備機器の導入を推進しましょう。

環境省の報告によると、民生・業務部門と民生・家庭部門からの温室効果ガス排出量は、冷暖房の他、給湯器の使用に伴うものが多いと報告されているため、本市においても高効率給湯器の普及を図ります。平成 24 年度の住宅用新エネルギー機器導入補助件数では、潜熱回収給湯器（エコジョーズ）、高効率給湯器（エコキュート）が全体の半数近くを占めていました。

これに対し、家庭用ガスコージェネレーション（エコウィル）、家庭用燃料電池（エネファーム）の補助件数は非常に少なくなっていました。

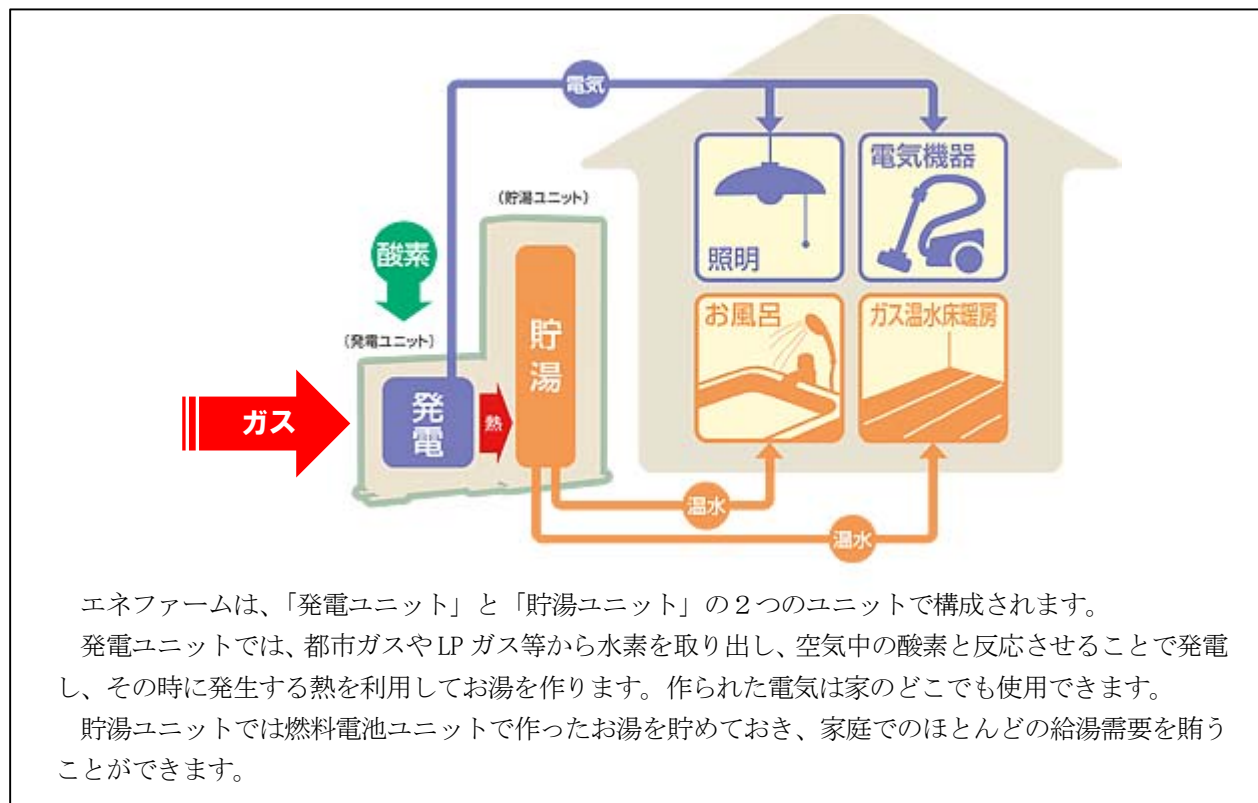
このうち「エネファーム」とは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの愛称です。

エネファームは、エネルギーを発電（電気）と発熱（給湯）に、ムダなく利用するため、従来のシステムに比べて、エネルギーを無駄なく有効活用できます。

従来のシステムによる発電の場合、エネルギー利用効率は 40% 未満であり、60% 以上は送電ロスや未利用排熱として家庭に届く前に失われてしまいます。これに対し、エネファームを設置して家庭で発電すれば、発電時の熱をお湯として使うことができ、送電ロスもないため、最初にあったエネルギーの 80% 以上を有効に使うことができます。これに伴い、電気代とガス代のトータル光熱費を大幅に節約できます。

また、エネファームを使用している一般的な家庭での CO₂ 排出量を従来のシステムで賄った場合と比較すると、その差は年間約 1.3 トンと試算されており、家庭から排出される CO₂ を大幅に削減できます。

■エネファームの概要



エネファームは、「発電ユニット」と「貯湯ユニット」の2つのユニットで構成されます。

発電ユニットでは、都市ガスやLPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させることで発電し、その時に発生する熱を利用してお湯を作ります。作られた電気は家のどこでも使用できます。

貯湯ユニットでは燃料電池ユニットで作ったお湯を貯めておき、家庭でのほとんどの給湯需要を賄うことができます。

資料：東京ガス(株)資料

市域から排出される温室効果ガスの約1割は運輸部門によるものであり、そのほとんどが自動車の利用に伴う排出です。

平成24年度現在、本市の1世帯当たりの自動車保有台数は1.76台であることや、鉄道やバス等の利用者が減少していることなどを考慮すると、現状において市域における交通は自動車に依存していると判断できます。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・市が一体となって、自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを推進しましょう。

(1) 自動車使用時のエコドライブの推進

交通ルールや運転マナーを守ることは、省エネルギーにも通じます。急発進・急加速は急激な燃料消費につながるばかりでなく、重大な事故の原因ともなります。空ぶかしは歩行者や沿道部の居住者への迷惑行為であると同時に燃料の無駄づかいでもあります。迷惑駐車は渋滞の原因となり、渋滞は燃料の浪費につながります。

平成15年度にエコドライブ関係4省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）で組織された「エコドライブ普及連絡会」では、数あるエコドライブの取り組みの中から、効果及び取り組みやすさ等を考慮して最も勧めたいものを『エコドライブ10のすすめ』として示し、地球温暖化防止に向けてエコドライブの普及推進を図っています。

市民・事業者は、自動車から排出される温室効果ガスの量を抑制するため、以下の10項目を念頭に置いてエコドライブに努めましょう。

■ 『エコドライブ10のすすめ』の概要

① ふんわりアクセル『eスタート』

やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

車間距離が短くなり、一定の速度で走ることができなくなると、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。

③ 減速時は早めにアクセルを離そう

早めにアクセルから足を離し、エンジンプレーキを積極的に使うことで、2%程度燃費が改善します。

④ エアコンの使用は適切に

例えば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

⑤ ムダなアイドリングはやめよう

10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。

⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。例えば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。

⑧ 不要な荷物はおろそう

車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。例えば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。

⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。

⑩ 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

資料：エコドライブ普及連絡会資料

(2) 公共交通の利便性の向上と利用の推進

本市では、人口減少社会及び高齢者人口の増加が予測される中、住みやすいまちづくりの観点から交通網の整備が急務と捉えています。

この交通網の整備にあたり、市、市民、事業者のそれぞれの役割を以下に示します。

①市の役割

本市の公共交通の課題等を解消し、地域特性に合った効果的かつ持続可能な公共交通の実現に必要な取り組みについて計画的に推進します。

【市の施策として今後検討するもの】

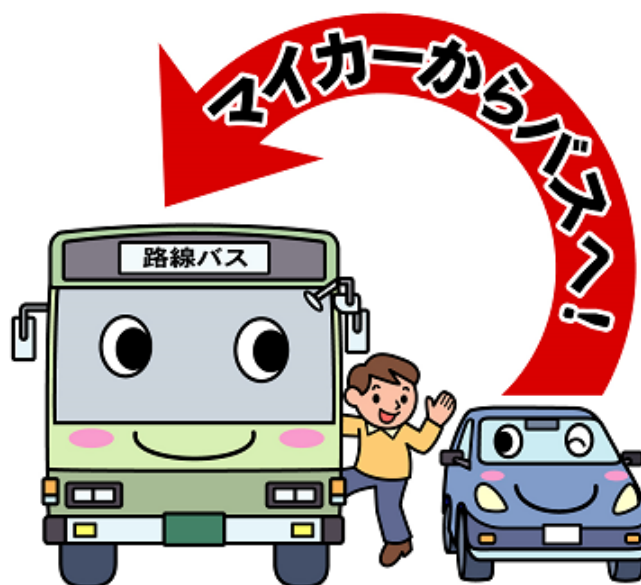
- ・鉄道とバス等の公共交通手段の結節性を高め、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ・地域の需要及び子どもやお年寄りなど主たる公共交通利用者の需要の把握に努め、地域特性に合った公共交通の導入を図り、移動の利便性を高めます。
- ・公共交通機関の利用促進に向けたPR活動を推進します。

②市民の役割

環境にやさしいまちづくり、省エネルギー社会を構築するため、積極的に公共交通機関を利用しましょう。

③事業者の役割

公共交通機関による通勤やノーマイカーデーの励行等、環境負荷の少ない取り組みを進めましょう。



温室効果ガスの削減のためには、排出抑制と併せて、植物による二酸化炭素の吸収推進が有効です。

国は、京都議定書に定められた温室効果ガスの削減約束を達成するため、森林による二酸化炭素の吸収量を確保することとしています。

このとき、国としては、森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進することとしています。また、これらの対策を着実に実施するため、バイオマス資源等の活用による農山漁村の活性化を一体的に推進することとしています。バイオマス資源の活用は、地域の活性化に資するだけでなく、化石燃料の消費抑制などにも貢献できるため、地域の特性を活かした有効な取り組みの推進が望まれます。

本市は、総面積に占める森林や農地の割合が高く、狩野川流域の低地部に農地が、その両側の丘陵部・山地部に森林が広がっています。このような地域特性より、本市においても森林や農地による二酸化炭素の吸収量の確保は温室効果ガスの削減に向けて有効な取り組みと考えられます。

このため、本市においても豊かな森林資源を有効に活用し、森林を適正に管理することで樹木の成長を促し、森林による二酸化炭素の吸収を推進します。

併せて、農業の振興を図ることで農地の有効利用や遊休農地の活用などを促し、農地による二酸化炭素の吸収を推進します。

(1) 森林の保全

森林の保全に向けて、市、市民、事業者のそれぞれの役割を以下に示します。

①市の役割

- ・市の公共施設や学校、市営住宅に地元産材を積極的に導入します。
- ・森林整備で生じた間伐材・林地残材などを「廃棄物」とせず、「資源」（木質バイオマス）として有効利用することを検討します。
- ・林業後継者の確保や林業家の育成に努めます。
- ・森林保全活動や自然に親しむイベントを関係機関と連携し実施します。
- ・子供たちに対して、森林の果たす役割を学び、実践し、環境問題を身近なものとして考える「森林環境教育（仮）」の実施を検討します。
- ・市ホームページなどにおいて、地元産材や間伐材利用に関する情報の提供を検討します。

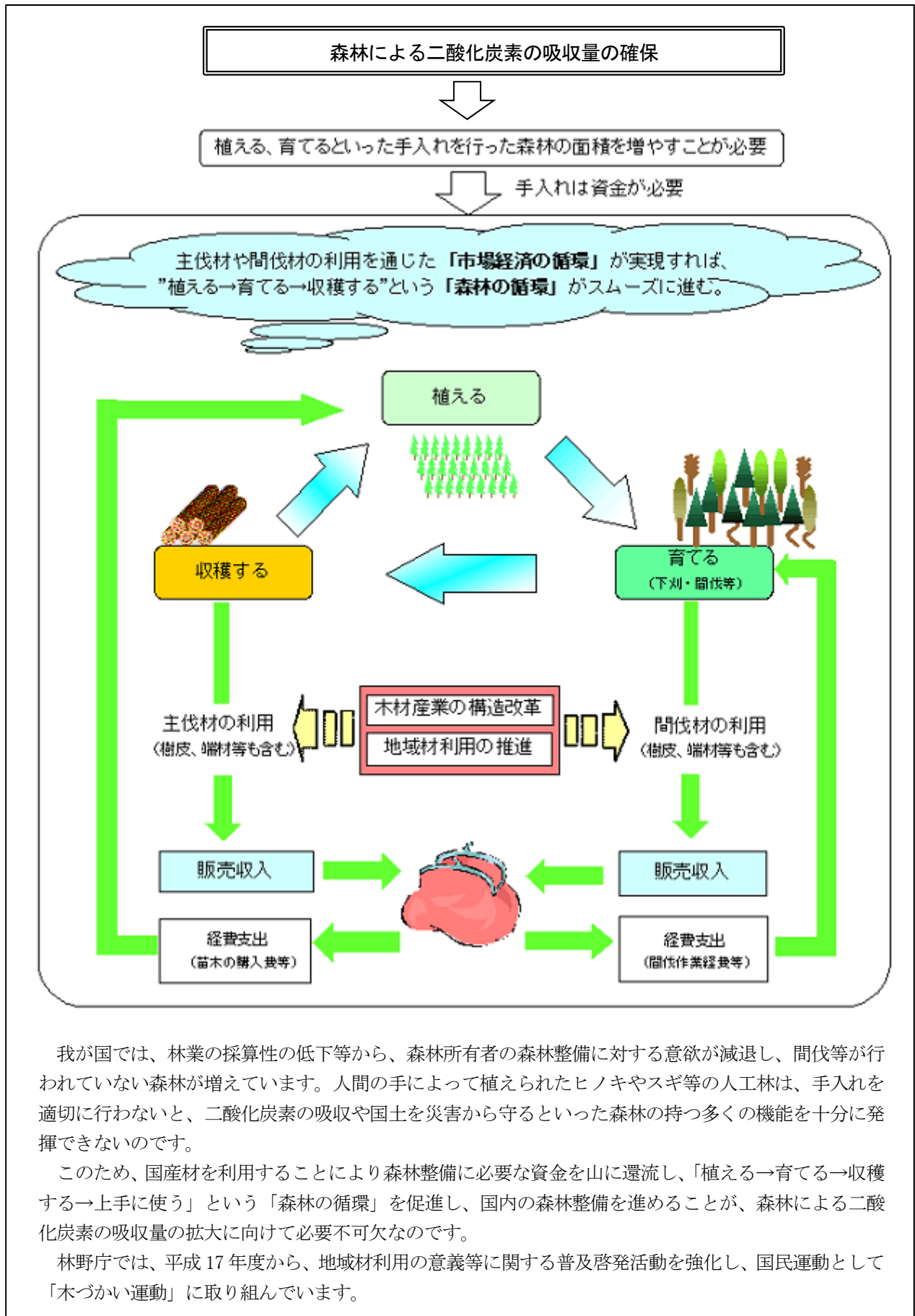
②市民の役割

- ・地元産材や間伐材を積極的に利用しましょう。
- ・森林保全活動や自然に親しむイベントに積極的に参加しましょう。

③事業者の役割

- ・地元産材や間伐材を積極的に利用しましょう。
- ・森林整備や森林保全活動に積極的に参加しましょう。

■地球温暖化防止に貢献する国産材の利用



我が国では、林業の採算性の低下等から、森林所有者の森林整備に対する意欲が減退し、間伐等が行われていない森林が増えています。人間の手によって植えられたヒノキやスギ等の人工林は、手入れを適切に行わないと、二酸化炭素の吸収や国土を災害から守るといった森林の持つ多くの機能を十分に発揮できないのです。

このため、国産材を利用することにより森林整備に必要な資金を山に還流し、「植える→育てる→収穫する→上手に使う」という「森林の循環」を促進し、国内の森林整備を進めることが、森林による二酸化炭素の吸収量の拡大に向けて必要不可欠なのです。

林野庁では、平成17年度から、地域材利用の意義等に関する普及啓発活動を強化し、国民運動として「木づかい運動」に取り組んでいます。

資料：林野庁資料

(2) 農地の保全

農業の活性化と農地の保全に向けて、農産物の地産地消を推進し、地元産農産物の消費拡大を図ります。地元で採れた新鮮で安全な農産物の消費を推進することで、農業の振興とそれに伴う農地の保全を目指します。農地が適切に保全されることで、農地での二酸化炭素の吸収が促進され、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

農業の振興に向けて、市、市民、事業者のそれぞれの役割を以下に示します。

①市の役割

- ・地元産の農産物の消費拡大、地産地消の推進に関するPRを関係機関と連携して実施します。
- ・市ホームページなどにおいて、地元の農産物に関する情報を提供します。
- ・市内から排出されたバイオマス資源（生ごみ、牛ふん、剪定枝等）を原料とする「完熟たい肥農土香」を活用することによる農業の活性化と農地の保全について検討を進めます。

②市民の役割

- ・優良な農業を支援し、協力していきましょう。

③事業者の役割

- ・農業関係者は優良な農産物を生産し、消費者に提供しましょう（農業）。
- ・農産物への詳細な産地表示などにより、積極的なPRに努めましょう（農業・小売業など）。
- ・地元で作られた旬の農産物を選んで購入しましょう（小売業・飲食業など）。
- ・地元で作られた農畜産物を使った商品を開発しましょう（飲食業・観光業など）。

■フードマイレージについて

フードマイレージとは、輸入農産物が環境へ与える負担がどれくらいかを数値化したもので、食べ物の生産地から消費される食卓まで運ばれた「距離×重さ」で表わされます。

2001年における日本全体のフードマイレージは、アメリカの約3倍、フランスの約9倍であり、我が国が食料を確保するために多量のエネルギーを使っていることがわかります。

このフードマイレージの高い国ほど食料輸送に係るエネルギー消費とそれに伴う二酸化炭素の排出量が多くなることを示しています。

フードマイレージは、食料の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くで取れた食料を食べた方が、輸送に伴う環境負荷が少なくなるという考え方です。

日本には「地産地消」という考え方がありますが、フードマイレージは、このような考え方を数量的に裏付けるものです。

